

さくらんぼ保育園 重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第5条に基づいて、当園があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 報徳福祉会
所 在 地	沖縄県那覇市首里石嶺町1－5 3－2
連絡先	098-886-8263
理 事 長	理事長 立津 源徳

2. 利用施設

施設の種類	保育園
施設の名称	さくらんぼ保育園
所 在 地	沖縄県中頭郡西原町字翁長523-12
連絡先	098-946-1340
管 理 者	園長 金城ひとみ
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	0歳児 1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 5歳児 合計 (12名) (18名) (24名) (25名) (16名) (120名)
開設年月日	平成15年4月
事 業 所 番 号	沖縄県指令第12118号

3. 当園における設備等の概要

(1) 設備

設 備	部屋数	設 備	部屋数
乳児・ほふく室	2室	調理室	1室
保育室	5室	調乳室	1室
遊戯室	1室	幼児用トイレ	4室
事務室・保健室	1室		

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1名	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用児童を全体的に把握し園務を掌理する。
主任保育士	1名	地域の保護者等に対する子育て支援を行うと共に、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括・指導・支援する。
副主任保育士	1名	主任を補佐し、保護者の支援や保育園の危機管理対策に努め保育内容について他の保育士の指導を行う
保育士	20名	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
保育補助 子育て支援員	3名	保育士及び保育教諭の職務を補助する業務を行う。
調理員	3名	栄養士の作成した献立に基づき給食及びおやつを調理する。
事務員	1名	保育園内の庶務及び会計事務に従事する。

当園では、「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月26日沖縄県条例第85号）」及び児童福祉法の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として上記の職員を配置しています。

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児人數によって異なることがあります。

4. 施設の目的・運営方針

さくらんぼ保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (ア) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (イ) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (ウ) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努める。

5. 提供する特定教育・保育の内容及び特徴

①たたずまい教育

心身ともに健全な社会人に育てるための營みです。幼児期から人の話を聞く力、最後まで頑張る力、想像力、集中力を養うこととして行っています。

②絵本の読み聞かせ

情緒と想像力を育てる為に、絵本の読み聞かせを毎日読み聞かせを行っています。

③リトミック

ピアノ等に合わせて体を動かし、お友だちや先生と楽しくリズム感を養います。

④英語

外来講師と共に歌や、絵カードでのレッスンを楽しめます。

⑤障害児保育

障害をもっている子も一緒に育つ事が大切です。その子にとって一番良い環境で保育を行っています。

⑥異年齢児交流

卒園児や地域のお友だちとの交流を楽しめます。お兄ちゃん・お姉ちゃんから色々な遊びを教えてもらいます。

⑦郷土文化伝承

(日本太鼓) 3歳児から月に2回程度和太鼓に取り組みます。ミュージックフェスティバルに参加することで自信がつき発表する姿は大きな成長を感じます。
(エイサー) 沖縄の伝統文化であるエイサーも子ども達の樂しみの一つ。園独自のエイサーで伝統文化に触れてします。

6、年間行事

		・入園式
4月	・クラス懇談会	・こいのぼり掲揚式
5月	・保育参観	・尿、ぎょう虫検査
6月	・内科健診	・歯科健診
7月	・プール遊び	・交通安全指導
9月	・総合避難訓練	
11月	・運動会	・人形劇鑑賞(4・5歳児) ・尿、ぎょう虫検査
12月	・生活はっぴょう会	・クリスマス会
1月	・お正月あそび ・ムーチーづくり	・内科健診 ・もちつき
2月	・節分	・ミュージックフェスティバル(4・5歳児) ・歯科健診
3月	・ひな祭り会	・お別れ遠足
		・卒園式

《毎月の定例行事》

お誕生会	その月のお誕生のお友だちのお祝いをします。(お弁当)
身体測定	身長・体重・胸囲・頭囲を測定します。
避難訓練	火災や地震・不審者等の想定で訓練します。
園外保育	色々な公園に出かけます(2歳児から)(お弁当)

※年間行事の内容や時期は変更があることもあります。

7、保育を提供する時間

開園時間	月～土曜日	午前7時15分～午後6時15分
保育時間	保育標準時間 保育短時間	午前7時15分～午後6時15分までの範囲内 午前8時15分～午後4時15分までの範囲内
預かり保育 ※1)	保育短時間	朝：7時15分～8時15分 夕：4時15分～6時15分

※1) 預かり保育は、保育時間の範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合に利用いただくものです（別途、利用者負担金が必要となります）別表1
預かり保育事業について

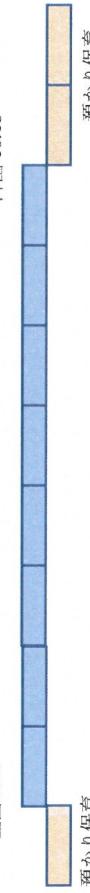
① 標準時間保育認定児童が利用する場合 おおむね8時間（11時間開園）

開園 7:15 閉園 18:15



② 短時間保育認定児童が利用する場合（8時間以内）

登園 8:15 降園 16:15



8、保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日まで
休園日	日曜日、祝祭日、慰靈の日、年末年始（12月29日～1月3日） ※臨時休園（台風襲来等による警報発令時、感染症流行時等）

9、利用料金について

- (1) 特定保育・教育にかかる利用者負担（保育料）
西原町が定める利用者負担額をお支払いいただきます。保育料の納入は口座振替をご利用ください。ただし、納付書による納入も可能です。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金があります。
- (3) 預かり保育に係る利用者負担金
 - ① 保育短時間で利用されている方で保育利用時間（8時間）を超えて利用する場合は預かり保育となり、別途保育料が発生します。
利用料金：1時間につき ¥150（月契約の場合は、月当たり¥4,500）
 - ④ 給食の提供に係る利用者負担金
 - ① 3歳児以上：主食費¥1,000 / 副食費¥5,000 納入は口座振替をご利用ください。

10. 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 利用の開始について

西原町の利用調整に基づいて、入園決定され支給認定を受けた保護者に本重要事項を等に同意をいただいて、保育の提供を行います。

(2) 利用の終了について

以下の場合には保育の提供を終了します

- ・2号、3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む）
- ・町外に転出するとき
- ・保護者から退園の申請があったとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11. 嘴託医

当園は以下の医療機関と嘴託医契約を締結しています。

(1) 内科

みやぎ小児科クリニック	宮城伸健
-------------	------

当園の子どもたちの健康管理を行うとともに定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う

(2) 歯科医

ちむわざ歯科医院	富原盛人
----------	------

当園の子どもたちの健康管理を行うとともに定期健康歯科健診、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う

12. 虐待防止のための措置

- (1) 当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じるものとします。
- (2) 子どもへの虐待を発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律の定めに従い、西原町役場・児童相談所等、適切な機関に通報します。

13. 緊急時等における対応方法

- (1) 当園では、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに子どもとの保護者及び嘴託医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 保育の提供により事故が生じた場合は、西原町、子どもの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- (3) 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- (4) 利用園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

14. 非常災害対策
非常災害に備えて消防計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。
保育の提供を行っている時に、付近や保育園で災害があった場合は、メール等にて緊急連絡を致します。

台風接近の場合はテレビ、ラジオの情報に注意し、公立小学校・幼稚が臨時休校になった場合は保育園も休園となります。

登園前に、沖縄本島に暴風警報が発令されている時は、臨時休園とします。
午前9時以降12時までに暴風警報が解除された時は、お弁当持参の上、通常保育となります。ただし、12時以降の解除については休園と致します。

登園後に沖縄本島に暴風警報が発令された時は、速やかにお迎えをお願い致します。

15. 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当	主任保育士 新川時枝
相談・苦情解決責任者	園長 金城ひとみ
第三者委員	下地佑子、長堂和男
受付方法	来園、文書、電話等により受け付けます。
	* 保育園門側に意見箱を設置しています。

16. 賠償責任保険への加入状況
以下の保険に入っています。

保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険種類	賠償責任保険

17. 当園におけるその他の留意事項

宗教活動、政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。
-------------------	--

18. 個人情報の取り扱いについて

(1) 当園では園児に対する日々の保育、健康管理、緊急時の連絡のため、その円滑な保育運営に必要な範囲の目的のために利用します。

(2) 情報の保護

当園では取得した個人情報は第三者によって不当に扱われることがないように適切に管理致します。ただし、下記の場合は必要最小限の範囲で開示する場合があります。

- ・保護者の承諾がある場合
- ・法令により開示を求められた場合
- ・保育園の嘱託医など保育園運営に必要な業務委託先に個人情報を提供する場合
- ・人命保護のため必要と求められた場合

別表1 当園の教育・保育において提供する便宜に要する費用

項目	金額	徴収の目的
保育材料費（教材費等）	実費	保育に関わる材料等の費用として
3歳児以上の利用園児の 主食・副食費	主食 1,000 円 副食 5,000 円	給食費として
保育短時間認定児童 預かり保育料（1時間）	150 円	保育充実のため
保育短時間認定児童 預かり保育料（月契約）	4,500 円	保育充実のため